# 第7期多久市障害福祉計画 (令和6年度~8年度)

令和6年3月 多 久 市

# 目 次

第 1	部	計画の概要	
	1.	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4.	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	部	障害者(児)をとりまく現状	
	1.	障害者手帳所持者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2.	障害者総合支援法によるサービス体系・・・・・・・・・・	8
第3	部	令和8年度に向けた成果目標の設定	
	1.	本項目の内容と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2.	第6期障害福祉計画の評価と第7期障害福祉計画の成果目標の設定	
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・・・・・・・・・	9
		(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・・・1	0
		(3) 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・1	1
		(4) 福祉施設から一般就労への移行等 ・・・・・・・・・1	2
		(5) 障害児支援の提供体制の整備等 ・・・・・・・・・1	4
		(6) 相談支援体制の充実・強化等 ・・・・・・・・・1	6
		(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制・・1	8
第4	部	障害福祉サービス	
	1.	障害福祉サービスの実績について・・・・・・・・・・1	9
	2.	. 訪問系サービスの見込量及び支援の方向性・・・・・・・・2	0
		日中活動系サービスの見込量及び支援の方向性・・・・・・・2	1
	4 .	. 居住系サービスの見込量及び支援の方向性・・・・・・・・2	3
	5.	相談支援の見込量及び支援の方向性・・・・・・・・・・2	3
第5	部	障害児支援・その他の支援	
	1.	障害児支援の実績について・・・・・・・・・・・2	4
	2.	障害児支援の見込量及び支援の方向性・・・・・・・・・2	5
	3.		6
第6		地域生活支援事業	
		必須事業の見込量及び支援の方向性・・・・・・・・・2	
		任意事業の見込量及び支援の方向性・・・・・・・・・・2	9
第7		計画の推進体制	
	1.	. サービス利用体制の整備・・・・・・・・・・・・・3 . 計画の推進・評価体制・・・・・・・・・・・・・・3	0
	2.	計画の推進・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・3	0
اماد حجه			
資料			_
		. 用語説明(50音順)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
		多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例・・・・3	
	З.	多久市障害福祉計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・・3	4

# 「障害」の漢字表記の取扱いについて

第7期多久市障害福祉計画につきましては、引き続き「障害」を漢字で標記します。多久市は、日本が批准する障害者権利条約の考えである、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」に基づき、「障害」の表記を、障害者差別解消法を遵守し、社会全体が人々の心の在り方をかえていくという意思表明と捉えています。

# 第1部 計画の概要

# 1. 計画策定の趣旨

「第7期多久市障害福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、また平成30年度から施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号:令和5年5月19日改正)(以下「基本指針」という。)に則し、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービス等に関する成果目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

#### 障害者総合支援法第88条

(市町村障害福祉計画)

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る 目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談 支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

#### 児童福祉法第33条の20

(市町村障害児福祉計画)

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込 量 等

本計画の策定にあたっては、第6期障害福祉計画並びに第2期障害児福祉計画の現状や課題等を把握し、基本的理念・基本的考え方を踏襲しつつ、また、障害福祉サービス、障害児通所支援に係る給付や地域生活支援事業による支援について、児童を含めた障害のある方の現状やニーズにより必要なサービス量を適切に見込むことで、実効ある計画とサービス提供体制の整備に努めます。

# 2. 計画の位置づけ

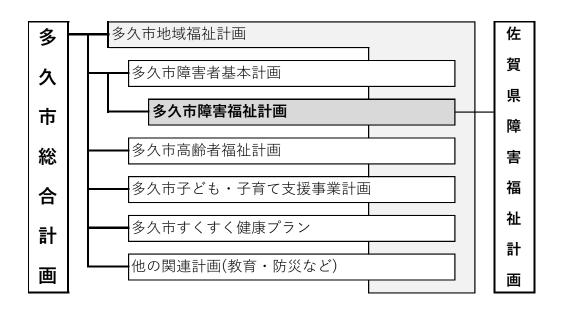
#### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

#### (2) 他の計画との関係

本計画は、「多久市総合計画」と障害者福祉分野計画の上位計画となる「多久市障害者基本計画」を基本とし、併せて子ども施策となる「多久市子ども子育て支援事業計画」等との整合性を考慮しながら策定するものです。また福祉のまちづくり施策であり、福祉に関連する様々な施策を横断的につなぐ「多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」についても則して策定をおこなうこととします。

「多久市障害者基本計画」は、「障害のある人もない人も、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる多久市の実現」を目指すことを目標に掲げ、施策の基本計画としての性格を有していますが、本計画は、その目標の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。



# 3. 計画の期間

障害福祉計画は、平成18年度(2006年度)から令和5年度(2023年度)まで、3年毎に第1期から第6期までの計画を進めてきました。

第7期障害福祉計画では、第6期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、計画期間を令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までと定め、成果目標を設定します。

(年度)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
(年度)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
多久市障害福祉計画 多久市障害児福祉計画		市障害福祉計市障害児福祉	· · ·		市障害福祉計市障害児福祉	```		市障害福祉計市障害児福祉	```\
多久市障害者基本計画	第2期多久	市障害者基本	≒計画(2016~	2025)		第3期多久	市障害者基本	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	2029)

# 4. 計画の基本的な考え方

### (1) 基本的理念

障害の有無に関わらず、すべての人が安心して住みなれた地域で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指します。 そのためには、障害のある人の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活が保障され、そして社会の一員として社会・経済・文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること、さらに障害を理由に差別することや権利を侵害することなく、市民一人ひとりが障害及び障害のある人について正しい認識を持つことが大切です。

#### ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### ②障害種別によらない一元的なサービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。)並びに難病患者等とし、サービスの充実を図ります。

### ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に 対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院) から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題について、 地域の社会資源を最大限に活用し提供します。

また地域生活支援拠点等整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域の全住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、 生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、計画 的に取り組みます。

#### ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別に関わらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図ります。

また人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けるための包括的な支援体制を構築します。

#### ⑥障害福祉人材の確保・定着

専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、働きやすい環境の整備等に努め、将来にわたって安定的に障害者福祉サービス等を提供できる提供体制の確保と人材確保・定着を図ります。

#### ⑦障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進させるために、障害者の多様なニーズを 踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきい きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

# 第2部 障害者(児)をとりまく現状

# 1. 障害者手帳所持者数の状況

多久市の障害者(児)数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む。)は、令和4年度末(令和5年3月31日)現在で1,590人となっています。

身体障害者手帳所持者は、やや減少傾向にあります。療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者については、やや増加傾向にあります。

#### <障害別手帳所持者数の推移>

(単位:人 各年度末現在)

41 E 22 1 E 2017 E 2017 E 2017									
		R 2 年度			R 3 年度			R 4 年度	
	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率
身体障害者手帳 所持者	1, 141	70. 6%	6. 11%	1, 122	69. 2%	6. 09%	1, 079	67. 9%	5. 97%
療育手帳所持者	281	17. 4%	1. 51%	300	18. 5%	1. 63%	305	19. 1%	1. 69%
精神障害者保健 福祉手帳所持者	193	12. 0%	1. 03%	200	12. 3%	1. 09%	206	13. 0%	1. 14%
合 計	1, 615	100.0%	8. 65%	1, 622	100. 0%	8. 81%	1, 590	100.0%	8. 80%

#### (1)身体障害者(児)の状況

(単位:人 各年度末現在)

区 分	R 2 年度	R 3年度	R 4 年度
1級	288	288	269
2級	166	158	151
3 級	165	159	156
4 級	266	269	259
5 級	172	168	166
6級	84	80	78
合 計	1, 141	1, 122	1, 079

#### <身体障害者手帳所持者の障害種別推移>

(単位:人 各年度末現在)

区分	R 2 年度	R 3年度	R 4 年度
視覚障害	59	57	52
聴覚・平衡機能障害	86	85	77
音声・言語・咀嚼機能障害	13	11	12
肢体不自由	672	655	633
内部障害	311	314	305
合 計	1, 141	1, 122	1, 079

## (2) 知的障害者(児)の状況

<療育手帳所持者の状況>

(単位:人 各年度末現在)

***************************************	IXININ II OF IXINO	1	\— <del>  _</del>	· /\	
区分		R 2年度	R3年度	R 4 年度	
	18 歳未満	11	11	12	
Α	18 歳以上	66	69	69	
	小 計	77	80	81	
	18 歳未満	29	29	34	
В	18 歳以上	175	191	190	
	小 計	204	220	224	
	計	281	300	305	

<sup>※</sup>療育手帳障害程度 A(最重度・重度)、B(中・軽度)

## (3)精神障害者の状況

<精神障害者保健福祉手帳所持者の状況>

(単位:人 各年度末現在)

区 分	R 2 年度	R3年度	R 4 年度
1級	16	16	20
2級	114	126	125
3 級	63	58	61
計	193	200	206

自立支援医療(精神通院)対象者数の推移をみると、令和2年度から緩やかに減少しています。過去3年間の受給者の平均は437人となっています。

#### <精神通院医療費公費負担(自立支援医療)受給者の状況> (単位:人 各年度末現在)

区分	R 2年度	R 3 年度	R 4 年度
精神通院医療費 公費負担受給者	479	425	408

#### (4)難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費(指定難病)医療受給者証が交付されます。特定医療費(指定難病)医療費受給者証の交付数は令和4年度末で174人となっています。

#### <特定医療費(指定難病)医療受給者証交付者の状況> (単位:人 各年度末現在)

区分	R 2年度	R 3 年度	R 4年度
特定疾患医療受給者	190	183	174

数値: 佐賀中部保健福祉事務所より

#### (参考) 重症心身障害児(者)の状況

(単位:人 令和4年度末現在)

区分	18 歳未満	18~65 歳未満	65 歳以上	合	計
重度心身障害児(者)	4	6	4		14

<sup>※</sup>重度心身障害児(者)…身体障害者手帳(肢体不自由)1級又は2級で、療育手帳Aの所持者

#### (参考) 医療的ケア児の状況

(単位:人 令和4年度末現在)

区 分	人数	医療的ケアの種類		
医病的与之识	5	経管栄養2 痰吸引2 胃ろう3		
医療的ケア児		在宅酸素2 ※重複あり		

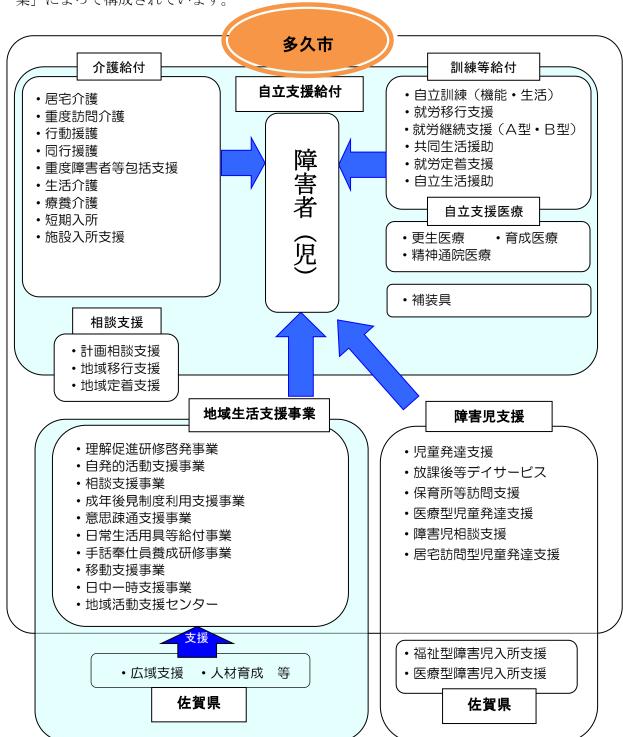
※医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU (新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。 ※胃ろう…口から食事をとれない場合や、食べてもむせ込んで肺炎などを起こしやすい場合に直接胃に栄養 を入れる医療的ケアのこと。

※導尿…自力で尿が出せない場合に管を挿入して尿を出してあげる医療的ケアのこと。

# 2. 障害者総合支援法によるサービス体系

障害のある人への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るものです。

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助(裁量的経費)のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」によって構成されています。



# 第3部 令和8年度に向けた成果目標の設定

# 1. 本項目の内容と目的

本項目では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の成果目標を設定します。また。成果目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定めて、多久市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

# 2. 第6期障害福祉計画の評価と第7期障害福祉計画の 成果目標の設定について

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ①令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数 第4期から第6期計画の目標値と実績

	第 4 期 (平成 29 年度末)	第5期 (令和2年度末)	第 6 期 (令和 5 年度末)
目標値(A)	4	4	3
実績(B)	2	3	3
達成率(B/A)	50%	75%	100%

【評価】令和5年度において地域生活に移行した人数は、目標に達しております。 相談支援事業所や相談支援センター等と連携強化を図り、施設入所者本人や家族の 意向を聞きながら地域での生活を支援できる体制の整備に取り組みます。

令和8年度末	2.1
の目標値	3 人

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か
考え方	年で地域生活に移行する者の数を、令和4年度末時点の
	多久市の施設入所者(38人)の6%以上である3人とし
	て設定する。
国指針(目標値策定に当	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の
たっての指針)	6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
目標達成のための方策	地域生活を希望する障害のある人が、安心して地域で暮
	らすことができるよう、グループホームの設置促進に取
	り組むとともに、地域移行支援サービス等の利用促進、
	小城・多久障害者相談支援センターや地域生活支援拠点
	等と連携して居宅生活に向けた支援の充実をはかりま
	す。

## ②令和4年度末時点と比較した施設入所者の減少数 第4期から第6期計画の目標値と実績

	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	(平成29年度末)	(令和2年度末)	(令和5年度末)
目標値(A)	1	1	1
実績(B)	1	6	Δ2
達成率(B/A)	100%	100%	-

【評価】令和5年度において施設入所者の減少数の人数は、目標に届きませんでした。高齢による介護保険施設への移行等により、入所者数が減少する場合もありますが、一定の割合で自宅での生活が困難な方やグループホームでの生活が困難な方がおられるため、計画的に減少数を設定し取り組むことが困難と思われます。

令和8年度末	成果目標は設定しない
の目標値	

目標値策定に当たっての	施設入所者については、地域生活への移行等による退所
考え方	が見込まれる一方で、家庭の状況や障害の程度などによ
	り入所に対するニーズが依然高い中、入所者の減少数を
	目標として設定することは実態にそぐわないため、成果
	目標は設定しない。
国指針(目標値策定に当	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設
たっての指針)	入所者から5%以上削減することを基本とする。

# (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神病床における1年以上長期入院患者数

令和8年度末	<b>国の代田口博</b>
の目標値	県の成果目標

目標値策定に当たっての	国指針に基づき県が第8次保健医療計画において設定す
考え方	る目標値に準ずる。長期入院患者数及び早期退院率につ
	いては県が定める。
国指針(目標値策定に当	令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者
たっての指針)	数を、年齢階級別(65歳以上、65歳未満)に国が提示す
	る推計式を用いて設定する。
目標達成のための方策	協議の場において、課題等を検討し取り組みを行う。

## ②保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催 第6期計画の目標値と実績

	第 6 期 (令和 5 年度末)
目標値(A)	1回以上 10人以上
実績(B)	2回 16人
達成率(B/A)	100% 100%

【評価】令和5年度は、小城多久精神にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討会を2回開催しました(7月と2月)。地域課題や支援の連携について検討を重ね、充実していくためにも継続して取り組みます。

開催回数の 目標値	1 回以上
参加人数の 目標値	10 人以上

国指針(目標値策定に当たっての指針)

重層的な連携による支援体制を構築するために必要 な協議の場の1年間の回数と参加者数を設定する。

### (3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 第6期計画の目標値と実績

	第 6 期 (令和 5 年度末)
目標値(A)	1
実績(B)	1
達成率(B/A)	100%

【評価】地域生活支援拠点等の機能強化のため、障害者に対しての理解を深めることを目的に、小城・多久障害者総合支援協議会の実務者会と合わせ、研修会を実施しました。また事務局で引き続き運用あり方について検討を行っております。

令和8年度末	1 🗇 N 🕨
の目標値	1回以上

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、圏域に1つ確保している地域生活支援
考え方	拠点等の機能の充実のため、運用状況を検討する。
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠
たっての指針)	点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コー
	ディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊
	急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援
	の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。

#### ②強度行動障害者への支援体制の充実(新規)

令和8年度末 の目標値 多久・小城圏域で1か所

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定。
考え方	
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度
たっての指針)	行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを
	把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進
	めることを基本とする。
目標達成のための方策	引き続き、地域生活支援拠点等の機能を強化のため、研
	修会等を行いながら、支援体制の確立を目指します。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

第4期から第6期計画の目標値と実績

	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	(平成 29 年度末)	(令和2年度末)	(令和5年度末)
目標値(A)	2	5	1
実績(B)	1	1	1
達成率(B/A)	50%	20%	100%

【評価】就労支援事業所を通じての一般就労については、毎年利用の波があるため、達成年度に一定の成果が得られない現状にあります。就労継続支援と異なり、就労移行支援は就職活動を支援することが目的であるため、基本的に利用期間中に工賃が発生しないため、利用を控えられる傾向にあります。就労移行支援を利用が増えれば、一般就労へつながりやすくなるなるため、相談支援事業所等と連携し、利用促進を図っていきます。

令和8年度末	4 L ISLL
の目標値	1人以上

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績(0
考え方	人) の 1.28 倍以上である 1 人を就労移行支援事業等を通
	じて一般就労する者の数として設定。
国指針(目標値策定に当	就労移行支援事業等の利用を経て令和8年度中に一般就
たっての指針)	労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上と
	することを基本とする。
目標達成のための方策	障害のある人が、障害の状態や就労に関する希望に合わ
	せて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることが
	できるよう、就労移行支援事業所等を適切に指定・指導
	するとともに、障害者就労支援センターを中心に関係機
	関と連携しながら、就労移行支援事業所等の支援技術の
	向上を図ります。

## ②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労へ の移行者数 (新規)

令和8年度末	移行	1 人 /	Α 型	1	人 /	B型	1	人
の目標値	15 13	. , ,	· · <u> </u>	•	, ,		•	

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績か
考え方	ら一般就労する者の数として設定する。
	就労移行支援(0人)の1.31倍以上 → 1人
	就労継続支援A型(0人)の1.29倍以上 → 1人
	就労継続支援B型(0人)の1.28倍以上 → 1人
国指針(目標値策定に当	就労移行支援事業は一般就労への移行における重要な役
たっての指針)	割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令
	和 3 年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
	また、就労継続支援A型事業については、令和8年度中
	の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29
	倍以上、就労継続支援B型事業については概ね 1.28 倍
	以上を目指すこととする。

# ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が 一定水準以上である事業所の割合(新規)

令和8年度末	33%
の目標値	აპა <sub>%</sub>

目標値策定に当たっての	令和4年度末実績を据え置く。(市内3事業所)
考え方	(終了者のうち就労アセスメント目的の方は除く)
国指針(目標値策定に当	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了
たっての指針)	者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事
	業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
目標達成のための方策	利用者の希望や適性に応じて、より多くの一般就労及び
	就労定着(職場定着)に向けた支援の場を提供できるよ
	う事業所に対して引き続き適宜助言や制度の周知を図っ
	ていく。

#### ④就労定着支援事業の利用者数等

ア 就労定着支援事業の利用者数

第6期計画の目標値と実績

	第 6 期 (令和 5 年度末)
目標値(A)	2
実績(B)	1
達成率(B/A)	50%

【評価】就労定着支援の利用者が少ないため、制度周知を図る必要がある。

令和8年度末	2 1
の目標値	2 人

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、令和3年度の就労定着支援の利用実績
考え方	(1人) の 1.41 倍以上である 2 人とする。
国指針(目標値策定に当	就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利
たっての指針)	用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基
	本とする。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障害の
	ある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労
	定着支援事業所の助言等行う。

## イ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

令和8年度末	25%
の目標値	23%

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着
考え方	率(※)が7割以上の事業所を全体の2割5分と設定。
	(市内1事業所)
国指針(目標値策定に当	就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上
たっての指針)	の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とす
	る。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障害の
	ある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労
	定着支援事業所の指導に取り組みます。

<sup>※</sup>就労定着率:過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業 所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

# ①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

ア 児童発達支援センターの設置

令和 5 年度 来の評価 常和 8 年度 末の目標値 末の目標値
--

目標値策定に当たっての	国指針及び過去の整備実績、需要等を踏まえ設定
考え方	
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村
たっての指針)	又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
	とする。
目標達成のための方策	障害児が必要な支援をうけることができるよう、療育の
	場の充実に取り組みます。

<sup>※</sup>佐賀市に2か所設置されている。

(佐賀整肢学園こども発達医療センター、佐賀県療育支援センターくすのみ園)

#### イ 児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置(新規)

令和8年度末 の目標値 1 か所

目標値策定に当たっての	国指針及び過去の整備実績、需要等を踏まえ設定
考え方	(市内1事業所)
国指針(目標値策定に当	障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する
たっての指針)	支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに
	応じて、身近な場所で提供できるように、地域における
	支援体制の整備が必要
目標達成のための方策	障害児が身近な場所で必要な支援を受けることができる
	よう、事業所の新規指定など、地域での療育の場の充実
	に取り組みます。

#### ウ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

令和5年度 末の評価	継	続	令和8年度 末の目標値	1か所以上
---------------	---	---	----------------	-------

目標値策定に当たっての 考え方	国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針(目標値策定に当 たっての指針)	令和8年度末までに、全ての市町村で児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が行う保育所等訪問支援 等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容を推進す
	る体制を構築する。(圏域での設置も可能)
目標達成のための方策	障害児が必要な支援を受けることができるよう、制度の
	周知と療育の場の充実に取り組みます。

#### ②重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの 事業所数

末の評価	令和5年度 末の評価	継	続	令和8年度 末の目標値	1 か所以上
------	---------------	---	---	----------------	--------

目標値策定に当たっての	国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
考え方	
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児
たっての指針)	童発達支援・放課後等デイサービス事業所を各市町村に
	少なくとも各1か所以上確保することを基本とする。(圏
	域設置でも可能)
目標達成のための方策	障害児が必要な支援を受けることができるよう、事業所
	の新規指定など、療育の場の充実に取り組みます。

※小城市に3か所(いーはとーぶ(放デイ)、AQUA(児発・放デイ))設置されています。また、佐賀市に4か所(佐賀整肢学園こども発達医療センター、あおぞら、ピクニック、奏(すべて放デイ))設置されています。

## ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和5年度	継	続	令和8年度	1 か所以上
末の評価	本本	ባሪር	末の目標値	

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定。
考え方	
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村
たっての指針)	において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係
	機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
	とする。
目標達成のための方策	保健・医療・障害福祉、保育、教育の各分野の関係機関
	及び関係部署から構成する「小城・多久障害者総合支援
	協議会」を設置しており、引き続き各分野の関係機関等
	の情報交換等を実施していきます。

## ④医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

令和5年度	未達成	令和8年度	1 か所以上
末の評価		末の目標値	

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定。
考え方	
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村
たっての指針)	において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを
	配置することを基本とする。
目標達成のための方策	研修の実施等により、圏域で医療的ケア児等に対する支
	援が適切に行える人材を養成する。

# (6)相談支援体制の充実・強化等

### ア 地域の相談支援体制の強化

令和5年度	継	続	令和8年度	1回以上
末の評価			末の目標値	

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ、障害者基幹相談支援センターが地域の
考え方	相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強
	化の取り組みを行った件数として設定。
国指針(目標値策定に当	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談
たっての指針)	支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携
	の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援
	センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが
	地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
目標達成のための方策	小城・多久障害者総合支援協議会において、相談支援体
	制の充実・強化について協議し、専門的指導、助言及び
	連携強化の取り組みが行えるよう検討する。

### イ 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(新規)

令和 8 年度末 の目標値 設置済

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定。
考え方	
国指針(目標値策定に当	地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を
たっての指針)	通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行
	うととともに、これらの取組を行うために必要な協議会
	の体制を確保することを基本とする。
目標達成のための方策	小城・多久障害者総合支援協議会実務者会において、個
	別事例の検討を通して、地域課題を整理し、課題の解決
	に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議す
	る。

# ウ 相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標(新規)

項目	活動指標
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の回数	2回以上
が 参加事業者数	10事業所以上
機関数	10事業所以上
ッ 専門部会設置数	1 部会
" 部会の実施回数	1回以上

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和5年度	冬山	<b>4</b> ±	令和8年度	<b>全加士</b> 7
末の評価	継	続	末の目標値	参加する

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定
考え方	
国指針(目標値策定に当	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修
たっての指針)	を活用する体制を構築することを基本とする。
目標達成のための方策	県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に参加
	します。

## ②障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

令和5年度	継	<b>%</b> ±	令和8年度	共有する
末の評価	祁丕	続	末の目標値	共有9つ

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定
考え方	
国指針(目標値策定に当	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結
たっての指針)	果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等
	と共有する体制を構築することを基本とする。
目標達成のための方策	障害者自立支援給付費の審査支払について、事業所や関
	係自治体等と共有する体制を継続します。

## ③指導監査結果の関係市町村との共有

令和 5 年度	継	<b></b>	令和8年度	共有する
末の評価	邢丕	続	末の目標値	共有 9 句

目標値策定に当たっての	国指針を踏まえ設定
考え方	
国指針(目標値策定に当	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び
たっての指針)	指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な
	実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築する
	ことを基本とする。
目標達成のための方策	指導監査の結果について、県と共有する体制を継続しま
	す。

# 第4部 障害福祉サービス

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉 サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス について、サービス及び事業の見込量を「活動指標」として設定します。

# 1. 障害福祉サービスの実績について

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	計	画	実	績	計	画	実	績	計	画	実績見	見込み
サービス名	利用者数 (人)	利用時間 (時間分)	利用者数 (人)	利用時間(時間分)	利用者数 (人)	利用時間 (時間分)	利用者数 (人)	利用時間(時間分)	利用者数 (人)	利用時間 (時間分)	利用者数 (人)	利用時間 (時間分)
居宅介護	23	276	20	224	23	276	18	206	23	276	18	220
重度訪問介護	1	120	0	0	1	120	0	0	1	120	0	0
同行援護	5	80	3	16	5	80	2	23	5	80	2	35
行動援護	1	40	0	0	1	40	0	0	1	40	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問系	30	516	23	240	30	516	20	229	30	516	20	255
生活介護	65	1,267	60	1,180	65	1,267	62	1,178	65	1,267	62	1,220
自立訓練(機能訓練)	1	10	1	7	1	10	0	0	1	10	0	0
自立訓練(生活訓練)	3	21	9	99	3	21	6	43	3	21	1	21
就労移行支援	11	110	6	24	11	110	4	51	11	110	5	60
就労継続支援(A型)	12	200	14	224	12	200	17	266	12	200	16	277
就労継続支援(B型)	127	1,905	135	2,017	129	1,935	136	2,024	131	1,965	130	2,020
就労定着支援	3		1		3		1		3		0	
療養介護	9		9		9		9		9		9	
短期入所	14	140	8	48	15	150	7	16	16	160	5	14
日中活動計	245	3,653	243	3,599	248	3,693	242	3,578	251	3,733	14	14
自立生活援助	1		0		1		0		2		0	
共同生活援助	57		61		58		62		59		63	
施設入所支援	32		38		32		38		32		36	
居宅サ 計	90		99		91		100		93		99	
計画相談支援	41		44		42		41		42		40	
地域移行支援	1		0		1		0		1		0	
地域定着支援	1		0		1		0		1		0	
相談 計	43		44		44		41		44		40	
	×	実績は	、各月こ	ごとのサ	ービス	量を算出	し、年	間の総量	量を12	か月で降	余した値	を記入

# 2. 訪問系サービスの見込量及び支援の方向性

#### ○居宅介護

※「実人数」は実利用人数 ※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	206	220	230	240	250
実人数	18	18	19	20	21

#### ○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により常時介護を必要とする人に対し、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動支援やコミュニケーション支援等を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	120	120	120
実人数	0	0	1	1	1

#### ○同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	23	35	50	50	50
実人数	2	2	3	3	3

#### ○行動援護

知的障害や精神障害により行動が著しく困難であり、常時介護を必要とする障害 のある人が外出する際に支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	40	40	40
実人数	0	0	1	1	1

#### ○重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめと する複数のサービスを包括的に提供するものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

# 訪問系サービス 見込量確保のための方策

- ・障害者のニーズや一人ひとりの状況に応じた適切な サービスが提供できるよう努めます。また、サービ スの質の向上を図るため、事業者には研修会の情報 提供等について支援を行います。
- 利用実績が少ないサービスは、サービス内容や対象 者について十分な情報提供に努めていきます。

# 3. 日中活動系サービスの見込量及び支援の方向性

※「実人数」は実利用人数

※「人日分」は1か月あたりの総利用日数

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

## ○生活介護

常時介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、 創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	1, 178	1, 220	1, 290	1, 313	1, 336
実人数	62	62	63	64	65

#### ○自立訓練 (機能訓練)

身体障害又は難病等の人を対象に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	0	0	10	10	10
実人数	0	0	1	1	1

#### ○自立訓練(生活訓練)

知的障害又は精神障害を有する人を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	43	21	23	46	69
実人数	6	1	2	3	4

#### ○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	51	60	110	110	110
実人数	4	5	11	11	11

#### ○就労継続支援 (A型)

事業所との雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力 を修得するための訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	226	277	300	323	326
実人数	17	16	17	18	19

#### ○就労継続支援 (B型)

一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供すると ともに知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	2, 024	2, 020	2, 066	2, 112	2, 158
実人数	136	130	132	134	136

#### ○就労定着支援

就労移行支援の利用後に一般就労した人に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所及び家族との連絡調整等の支援を行うものです。

単 位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	1	0	1	1	1

#### ○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護や日常生活上の援助を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	9	9	9	11	11

#### ○短期入所

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設や医療機関で宿泊を 伴った預かりを行うものです。

単位	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	16	14	35	35	35
実人数	7	5	7	7	7

# 日中活動系サービス 見込量確保のための方策

- ・障害のある人の日中活動の場の確保のため、障害の 状態や、希望に合わせて選択できるよう事業者の情 報提供を行います。
- ・一般就労が困難な人に対して、就労機会や生産活動 の場を提供し、収入向上につながるよう障害者就労 施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。
- ・短期入所は介護者の緊急時やレスパイトとして必要なサービスであり、地域生活支援拠点整備事業の緊急時にも対応可能な事業所との連携を図りながら、 支援体制を整えていきます。

# 4. 居住系サービスの見込量及び支援の方向性

#### ○自立生活援助

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

施設入所支援や共同生活援助を利用し1人暮らしを希望する人に対し、定期的な 巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談助言を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	0	0	1	1	1

#### ○共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、その他日常生活上の援助を行うものです。

単位	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	62	63	65	67	69

#### ○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	38	36	37	37	38

# 居宅系サービス 見込量確保のための方策

・地域生活へ移行するために、障害のある人の状況や 希望を踏まえながら、真に必要としている人へのサ ービス提供につながるよう努めていきます。

# 5. 相談支援の見込量及び支援の方向性

#### ○計画相談支援(モニタリングも含む)

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

障害福祉サービスのを利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成しサービス実施後は定期的にモニタリングを行い、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	41	40	42	42	42

#### ○地域移行支援

施設や医療機関から退所・退院する人に対し、住居の確保やその他地域における 生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	0	0	1	1	1

#### ○地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し緊急時には相 談対応などの支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人分	0	0	1	1	1

# 相談支援 見込量確保のための方策 「一根談支援事業の提供体制の確保が大きな課題であることから、相談支援専門員を養成するための研修の情報提供など事業者の参入促進に努めます。また、小城・多久障害者相談支援センターや相談支援事業者との連携を図りながら、障害特性等に配慮したきめ細やかな計画相談支援に努めます。・地域移行支援・地域定着支援についてはほとんど実績がないことから、事業の周知を図り、関係機関と連携しながらサービスにつなげるよう努めていきます。

# 第5部 障害児支援・その他の支援

本計画における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、事業の見込量を「活動指標」として設定します。

またその他の支援では、市に求められている整備事業について、事業の見込み量を設定します。

# 1. 障害児支援の実績について

		令和3年度					4年度			令和5年度		
	計	画	実	績	計	画	実	績	計	画	実績見	見込み
サービス名	利用者数 (人)	サービス量(人日分)	利用者数(人)	サービス量 (人日分)	利用者数 (人)	サービス量 (人日分)	利用者数 (人)	サービス量 (人日分)	利用者数(人)	サービス量 (人日分)	利用者数 (人)	サービス量 (人日分)
児童発達支援	23	78	26	76	23	78	44	102	23	78	44	140
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	75	900	64	670	90	1,080	79	818	105	1,260	85	1,000
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0
障害児相談支援	21		12		26		22		31		20	
障害児通所支援 計	100	984	90			1,164		921	130	,	150	1,141

# 2. 障害児支援の見込量及び支援の方向性

#### ○児童発達支援

※「実人数」は実利用人数 ※「人日分」は1か月あたりの総利用日数

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	102	140	160	180	200
実人数	44	44	46	48	50

#### ○医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

#### ○放課後等デイサービス

授業終了後や学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	818	1, 000	1, 040	1, 080	1, 100
実人数	79	85	87	89	91

#### ○保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のために専門的な支援その 他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	1	1	2	2	2
実人数	1	1	2	2	2

#### ○居宅訪問型児童発達支援

重度の障害で外出が著しく困難な障害児に対し、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度	
人日分	0	0	5	5	5	
実人数	0	0	1	1	1	

#### ○障害児相談支援

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

児童福祉法の障害児支援対象者に、サービス等利用計画を作成するものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
人 分	22	20	23	24	25

#### ○ほっとカフェ多久による療育訓練事業

発達が気になる子どもに、遊びを通じてコミュニケーションと社会性を促進するプログラム実施し、行動の自立を少しずつ高めていきます。ほっとカフェ多久では、子どもの発達の状況を把握し、よりよい成長に適した療育を行います。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有	有
受講者数	31	35	40	40	40

#### ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援等

発達障害の疑いがある子への子育てについて、保護者が、CAREプログラムを 学び、かかわり方や心の結びつき等により、行動を伸ばすスキルを習得します。

単位	R4年度実績	R4年度実績 R5年度見込 R6年度		R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有	有
受講者数	14	15	20	20	20

#### ○ピアサポートの活動への参加人数

障害のある子とその保護者が"ピアサポーター"となって、当事者に寄り添って 悩みや相談ができる活動の場の構築をすすめます。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	無	無	無	無	有
参加人数	0	0	0	0	10

# 障害児支援 見込量確保のための方策

・ 教育、保育等の関係機関との連携をより一層充実させながら、支援が必要な障害児が身近な地域での支援が受けられるよう必要な支給量の確保に努めていきます。

# 3. その他の支援の見込量及び支援の方向性

精神障害者を取り巻く環境の整備にむけて、見込み量を設定します。

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場(精神障害地域包括ケアシステム)

	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
目標設定	有	有	有	有	有
評価回数	2	1	1	1	1

#### ○精神障害者の障害福祉サービス利用者数

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	0	0	1	1	2
地域定着支援	0	0	1	1	2
共同生活援助	15	13	15	17	19
自立生活援助	0	0	1	1	2
自立訓練(生活訓練)	6	1	3	3	3

# 第6部 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ た事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障 害の有無の関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる 地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業は、法律上実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、市の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるものとされています。

# 1. 必須事業の見込量及び支援の方向性

#### ○理解促進研修·啓発事業

啓発チラシ等の配布等を実施し、障害者に対する理解を深めるための啓発を行います。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実績の有無	有	有	有	有	有

#### ○相談支援事業

障害者本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な支援を行うものです。

・相談支援事業所「小城多久障害者相談支援センター」(多久市・小城市共同実施)

	R4年度実績	R5 年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
設置数	1	1	1	1	1

#### ○成年後見制度利用支援事業

知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人への報酬の全部または一部を助成するものです。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
助成件数	0	0	1	1	1

#### 意思疎通支援事業【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚障害者等に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの 円滑化を支援するものです。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度	
派遣件数	6	5	10	10	10	

#### ○日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活上の便宜を図るため、必要な用具を給付するものです。

単 位		R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	0	2	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	4	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	4	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件	426	500	500	500	500
居宅生活動作補助用具	件	1	2	2	2	2

#### ○手話奉仕員養成研修事業

日常会話を手話で行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕 員を養成し、聴覚障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行 うものです。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
修了(見込)者数	9	10	10	10	10

#### ○移動支援事業

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
時間	293	300	350	350	350
実人数	13	13	14	14	14

#### ○地域活動支援センター事業

障害のある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	0	0	0	0	1

# 2. 任意事業の見込量及び支援の方向性

#### ○訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難である障害者宅を訪問し、居宅での 入浴機会を提供するものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
回数	0	10	10	10	10
実人数	0	1	1	1	1

#### 〇日中一時支援事業

障害者等に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護 している家族の一時的な休息を提供するものです。

単位	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
日数	272	350	400	400	400
実人数	6	7	8	8	8

#### 〇レクリエーション活動等支援事業

レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するものです。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実人数	73	85	100	100	100

#### 〇点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障害者を対象に、地域生活をする上で必要度の 高い 0、市報を音声訳によって定期的に提供するものです。

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実人数	3	3	4	4	4

## 地域生活支援事業 見込量確保のための方策

- ・障害に対応できる相談支援体制づくり及び障害のある人が継続して地域で生活できるよう、地域の相談支援の中核となる小城・多久障害者相談支援センターと連携をし、総合的な支援体制の充実に努めます。
- ・障害に対する理解を深めるため、障害を理由とする 差別的取扱いの禁止や合理的配慮、障害の特性等に ついて市民へ向けた啓発・広報活動等を行っていき ます。
- ・関係機関と連携しながら、事業の普及啓発と内容の 充実に努めていきます。

# 第7部 計画の推進体制

# 1. サービス利用体制の整備

#### (1)制度・サービスに関する情報提供体制の充実

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の目的である「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、障害福祉計画(障害児福祉計画)の策定等を通じて、普及・啓発を図ります。

#### (2)人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化や、これに係る 専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障害福祉サービス等に係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、福祉の専門職の人材育成と確保に努め、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

#### (3)地域資源の有効活用

障害者諸団体、ボランティア団体やNPO法人等に対し、自主的・積極的な活動の促進と協力体制を築き、障害のある人を地域で支える体制づくりを目指します。

#### (4)事業者の参入

利用者のニーズに対応できるよう、事業者に対して情報提供等により、参入促進を図ります。

# <u>2. 計画の推進·評価体制</u>

## (1)関係機関等との連携

障害のある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障害のある人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に 資する人材の育成、また「小城・多久障害者総合支援協議会」を中心に、地域にお けるネットワークの構築・強化を推進します。

#### (2)庁内推進体制の整備

障害福祉施策については、保健・医療・教育・就労など、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

#### (3)計画の点検・評価

少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価を行い、 必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。

#### 用語説明

#### 【あ行】

#### 意思疎通支援

主に障害がある人と障害がない人の意思疎通を支援すること。聴覚障害者への手話 通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指文字、視覚障害者への代読や代筆、知的障 害や発達障害がある人とのコミュニケーション支援等、多様な支援が考えられる。

#### 意思決定支援

知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に 関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思を確 認(または推定)し、支援を行うこと。

#### 医療的ケア児

医師の指示・指導の下に、経管栄養やたん吸引等の医療行為を日常的に行う必要の ある児童のこと。

#### エンパワメント

社会的に不利な状態に置かれた個人や集団が、主体的に力を獲得していくという考え方。

#### 【か行】

#### 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的 に参加・貢献していくことができる社会のこと。

#### 高次脳機能障害

病気(脳血管障害、脳症等)や事故(脳外傷)によって脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・学習等の面に困難を生じる障害のこと。脳の中の障害であることから、一見して症状を認識することが困難であり、周囲の理解を得づらい場合がある。

#### 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる 社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応 じて行われる配慮のこと。

#### 【さ行】

#### 社会的障壁

障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における 事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

#### 成年後見制度

「認知症高齢者」「知的障害者」「精神障害者」などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と前もって手続

きを行う任意後見制度の2つがある。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。

#### 【た行】

#### 地域移行

障害者支援施設に入所している人や精神科病棟に長期に渡って入院している人が、 自宅やグループホーム等の地域での生活に移ること。

#### 地域活動支援センター

障害者総合支援法(旧:障害者自立支援法)によって定められた、障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設である。その目的によって I型、II型、III型に分かれる。 I型は、精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業。 II型は、入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、リクレーションなどを行う事業。 III型は、旧小規模作業所の事業を行う。

#### 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を持った体制のこと。

#### 【な行】

#### 難病

発病の原因が不明で治療方法が未確立のため、根本的な治療が困難であり、慢性的な経過をたどる疾病のこと。そのうち、国が「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病を「指定難病」という。

#### 【は行】

#### ピアサポート

"ピア"とは「仲間・同等」を意味する。障害当事者が"ピアサポーター"となって、 当事者に寄り添って悩みや相談を聞く手法のこと。

#### ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング

保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや適切に対応するための知識や方法を身につける学びの場

#### 【ら行】

#### レスパイト

介護を担っている家族等の介護負担を軽減し、一時的に介護から解放されリフレッシュするための休息のこと。

#### ○多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例

平成 2 6 年 9 月 1 9 日 条例第 1 2 号

(設置)

第1条 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第11条第3項の規定に基づく 多久市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律 (平成17年法律第123号) 第88条第1項の規定に基づく多久市障害福祉計画の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法 (昭和22 年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、多久市障害者基本計画及 び障害福祉計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 多久市障害者基本計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 多久市障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 住民団体関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 関係団体·関係機関
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則 この条例は、公布の日から施行する。

## 多久市障害福祉計画策定委員会名簿

	所属団体名等	委 員 名	備考
1	多久市嘱託員会	南里 カヂ子	
2	多久市医師会	諸江 一男	
3	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会	川浪 正則	
4	佐賀公共職業安定所	寺島 浩代	
5	多久市校長会	富増 晃二	
6	多久市身体障害者福祉協会	◎宮原 鉄文	
7	多久市盲人会	柴田 健二	
8	多久市手をつなぐ育成会	川副 季惠	
9	医療法人(社団)高仁会 社会復帰施設すずかけ荘	石橋 純一	
1 0	多久市民生委員児童委員 連絡協議会	○江口 光幸	

- ◎ 会 長
- 副会長